

パブリックコメント・意見募集のご案内

1 意見募集対象計画

東串良町過疎地域持続的発展計画（案）

2 資料の入手方法

令和3年8月24日（火）から令和3年9月2日（木）まで、東串良町ホームページ内での閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号）を日本語で明記のうえ、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

（1）窓口での提出

東串良町役場 2階 企画課 の窓口投函箱を設置しておりますので、提出してください。

（2）郵送する場合

〒893-1693 肝属郡東串良町川西1543番地

東串良町役場 企画課 過疎計画担当 宛て

（3）FAXを利用する場合

FAX番号：0994-63-3138

東串良町役場 企画課 過疎計画担当 宛て

（事前に担当へ電話連絡後、送付してください。TEL：0994-63-3122）

4 意見提出期限

令和3年9月2日（木） 17時（必着）

（郵送にあっても、期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見を提出した方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります。（匿名希望又は意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添えください。）

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。